

令和 6 年 度



町 民 税
県 民 税
森 林 環 境 税

給与所得等にかかる 特別徴収のしおり

— 特別徴収事務についての問合せ —

山 形 県 河 北 町

税 務 町 民 課 町 民 税 係

〒999-3511 山形県西村山郡河北町谷地戊81番地
電 話 (0237)73-2111(代)
FAX (0237)72-7333

■ 目 次

- 特別徴収事務及び税額の納入方法…………… 2 頁
- 納税者が退職・転勤等で異動した場合の手続き 3 頁
- 異動届出書の記載例…………… 4 頁
- 退職所得にかかる町民税・県民税の特別徴収… 5 頁
- 町民税・県民税・森林環境税の計算方法…………… 7 頁
- 特別徴収に係るゆうちょ銀行の指定……………10頁
- 異動届出書
 - 特別徴収新規該当者届…………… 2 組
 - 特別徴収義務者の所在地・名称等変更(新規)届出書…………… 1 組
 - 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書…………… 3 組
- 令和6年度町民税・県民税・森林環境税特別徴収簿

■ 納入できる金融機関等

・河北町内で納入できるところ

- | | |
|------------|----------------|
| ● 山形銀行 | ● 荘内銀行 |
| ● 北郡信用組合 | ● きらやか銀行 |
| ● 山形信用金庫 | ● ゆうちょ銀行 |
| ● 東北労働金庫 | ● さがえ西村山農業協同組合 |
| ● 河北町役場会計課 | |

以上の河北町内各支店・各支所

・河北町外で納入できるところ

- 上記金融機関の本店並びに支店
- 指定したゆうちょ銀行

河北町外のゆうちょ銀行から納入を希望する場合は、10頁をご覧ください。

■特別徴収事務及び税額の納入方法

1. 特別徴収とは

事業主が従業員（納税者）の毎月の給与から町民税・県民税を差し引いて納入していただく制度です。

1年間に納付しなければならない税額を6月中に支払う給料から翌年の5月中に支払う給与までの12回に分けて毎月の給料から差し引いて納めていただくことになります。

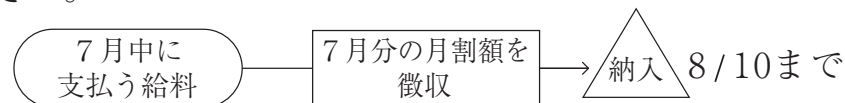
2. 特別徴収の対象となる人

令和6年1月1日現在で本町に住所を有し、令和5年中に給与の支払いを受け、かつ令和6年4月1日に給与の支払いを受けている人（正社員・パート・アルバイトを問わず）です。

3. 納 期 限

月割額を徴収した月の翌月10日（その日が土日・祝日の場合、翌平日）です。

例）6月20日ㄨで7月1日に6月分の給料を支払った場合、7月分の月割額として徴収し、8月10日まで納めてください。



4. 納 入 方 法

(1) 各納税者から徴収した月割額の合計額を同封してあ

る納付書で納入してください。

なお、退職所得にかかる町民税・県民税の特別徴収については5頁をご覧ください。

(2) 退職者の一括徴収の場合

退職等により一括徴収された税額は、他の給与所得者にかかる特別徴収税額とあわせて納入してください。

なお、この納入税額は、納付書の「給与分」税額欄に他の在職者の月割額と合計して記入することになりますのでご注意ください。

5. 納期限後納入にかかる延滞金及び督促手数料

特別徴収義務者が納期限までにその徴収税額を納入しない場合は、延滞金及び督促手数料を負担していただく場合がありますので、納入期限までに必ず納入してください。

6. 特別徴収税額の変更

特別徴収税額に変更が生じたときは、事業所用及び納税者用の税額変更通知書をお送りします。

なお、納税者にも直ちに交付してください。

7. 納期の特例

特別徴収は、年間12回で納入していただくことになっていますが、従業員が常時10人未満の事業主に限り、納期特例の申請をして承認を受けると、年間12回の納入を年間2回にすることができます。

■納税者が退職・転勤等で異動した場合の手続き

異動があった場合は、翌月10日までに必ず異動届出書を提出してください。

(届出の遅れや未提出の場合、督促状や催告書が送付されることがあります。)

1. 退職等の場合

特別徴収で納税している人が退職等により給与の支払を受けなくなった場合は、給与の支払いを受けなくなった月の翌月10日までに「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」に退職した人の住所、氏名、特別徴収税額（年税額）、徴収済税額、未徴収税額、異動事由等を記入して提出してください。

なお、給与から徴収できなくなった税額の納入方法には、次の2つがあります。

① 退職等で異動した日が1月～4月の場合

① 一括徴収

退職等の異動日が1月以降になる場合、納税者本人の申し出がなくても未納額分を一括徴収し、当月分と一緒に納入してください。

② 退職等で異動した日が5月～12月の場合

① 一括徴収

納税者と話し合いのうえ、未納額分の一括徴収の申し出がある場合は、当月分と一緒に納入してください。

② 普通徴収への変更

一括徴収ができない場合は、納税通知書を納税者本人に送付し、納税者から残りの税額を納入して

いただきます。

※注意点

「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」の「一括徴収」欄に給与又は退職手当等の支払予定月日、徴収予定額、納入月分を記入してください。

2. 転勤等の場合

転勤等により勤務先が変わった場合、その新しい勤務先で引き続き特別徴収を納税者が希望した場合に、特別徴収を継続できます。

この場合、徴収税額及び徴収開始月について、新しい勤務先に必ず連絡してください。その上で、「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」の「特別徴収継続」欄に新しい勤務先の名称、住所、徴収税額、徴収開始月などの必要事項を忘れずに記入しご提出ください。

■異動届出書の記載例

給与支払報告
特別徴収
に係る給与所得者異動届出書

給与支払報告 特 別 徴 収															に係る給与所得者異動届出書										年 度		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度							
河北町長殿															〒999-3511 河北町谷地戊81										特別徴収義務者 指 定 番 号		①											
() 給与支払者 () 特別徴収 () 義務者															所在地 フリガナ 氏名又は名称 個人番号 又は法人番号										カホク プッサン (株) 河北物産		担連 当 絡 先		所 属 氏 名 電 話		総務係 かほく べにひめ 0237 - 73 - 2111 内線 (113)		③					
令和 7 年 1 月 10 日提出															1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3										一人番号の記載に当たっては、左欄を空欄として右詰め記載													
フリガナ カホク ベニノスケ															(ア)										(イ)		(ウ)		異 動 年 月 日		異 動 の 事 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法					
氏 名 かほく べにのすけ															(ア) 特別徴収税額 (年税額)										(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異 動 年 月 日		異 動 の 事 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法					
生年月日 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日															⑥										⑦		⑧		⑨		⑩		⑪					
個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2																									6 月から 12 月まで		1 月から 5 月まで		R5 年 12 月 30 日		1 1. 退職・長期欠 2. 転職・解雇 3. 死亡 4. 死 5. 支払少額 6. 合併 7. その他 事由・理由		2 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)					
受給者番号																									6 月から 12 月まで		1 月から 5 月まで		R5 年 12 月 30 日		1 1. 退職・長期欠 2. 転職・解雇 3. 死亡 4. 死 5. 支払少額 6. 合併 7. その他 事由・理由		2 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)					
1月1日現在の住所 河北町谷地字みどり町○番地△															120,200円										70,200円		50,000円		12 月 30 日		1 1. 退職・長期欠 2. 転職・解雇 3. 死亡 4. 死 5. 支払少額 6. 合併 7. その他 事由・理由		2 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)					
異動後の住所 徳島県藍住町奥野字矢上前 ○○番地△															120,200円										70,200円		50,000円		12 月 30 日		1 1. 退職・長期欠 2. 転職・解雇 3. 死亡 4. 死 5. 支払少額 6. 合併 7. その他 事由・理由		2 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)					
1. 特別徴収継続の場合															新規 法人番号																		新しい勤務先へは、月額額 _____ 円を _____ 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。					
() 特別徴収義務者 指 定 番 号															〒										担 当 者 連 絡 先		所 属 氏 名		電 話		内線 ()		受 給 者 番 号		納付書の要否 (前年度の場合のみ記載)		右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要	
所 在 地																									所 属 氏 名		電 話		内線 ()		受 給 者 番 号		納付書の要否 (前年度の場合のみ記載)		右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要			
フリガナ																									所 属 氏 名		電 話		内線 ()		受 給 者 番 号		納付書の要否 (前年度の場合のみ記載)		右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要			
氏名又は名称																									所 属 氏 名		電 話		内線 ()		受 給 者 番 号		納付書の要否 (前年度の場合のみ記載)		右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要			
2. 一括徴収の場合															徴収予定月日										徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。											
1 1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年 1 月 1 日以降で、特別徴収継続の申出がないため															12 月 20 日										50,000 円													
右から 番号を 記入																																						
3. 普通徴収の場合															※ 町 記 入 欄																							
1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため																																						
右から 番号を 記入																																						

- ① 指定番号(税額の通知書などに記載してある番号)を記入してください。
- ② 特別徴収義務者の名称及び所在地等を記入してください。
なお、個人番号を記入する場合は、左側を1文字空けて記載してください。
- ③ 異動届出書の担当者の所属・氏名・電話番号を記入してください。
- ④ 給与所得者の氏名・フリガナ・生年月日・個人番号・受給者番号を記入してください。
- ⑤ 給与所得者の令和6年1月1日現在の住所を記入してください。1月2日以降に住所を変更している場合は、異動日現在の住所を「異動後の住所」の欄に記入してください。
- ⑥ 特別徴収税額(該当者の年税額)を記入してください。
- ⑦ 異動日までに毎月の給与から差し引いた税額の合計額及び何月分まで差し引いたかを記入してください。
- ⑧ 未徴収税額を記入してください。
- ⑨ 退職・転勤など異動した日を記入してください。
- ⑩ 異動の内容を選んで該当する番号を記入してください。

※ 給与支払報告書を提出し、新たに特別徴収を予定していた給与所得者が4月1日現在で異動(退職・転勤等)しているときは4月15日まで、また、4月2日から5月31日までの間に異動したときは、税額が通知された月(当初税額通知書は5月に発送します。)の翌月10日までに、給与所得者異動届出書を提出してください。

※ 既に特別徴収をしている給与所得者が異動がしたときは、給与所得者異動届出書を給与の支払を受けなくなった月の翌月10日までに提出してください。
非課税者が異動したときも異動届出書の提出をお願いいたします。

※ 令和7年1月以降の退職者からは必ず一括徴収してください。

⑪ 異動後の未徴収税額の徴収方法について該当する番号を記入してください。1.を選んだ場合は⑫を、2.を選んだ場合は⑬を、3.を選んだ場合は⑭を引き続き記入してください。

⑫ 転勤等の場合で給与支払者(特別徴収義務者)が変更になる場合に、この欄に新勤務先の名称・所在地、何月から徴収するかを記入してください。また、その旨を新勤務先に必ず連絡してください。なお、納税義務者用の特別徴収税額通知を電子データで受け取る場合は、受給者番号を必ず記載してください。

⑬ 退職の場合で一括徴収する際、該当項目を選択し、給与又は退職手当等の支払予定日、徴収予定額、納入月分等を記入してください。

⑭ 退職の場合で普通徴収を選んだ場合、該当する番号を記入してください。

■退職所得にかかる町民税・県民税の特別徴収

退職所得にかかる町民税・県民税(分離課税)については、所得税と同様に、退職手当等を支払う際に税額を計算し、退職手当等の支払金額からその税額を差し引いて、毎月の特別徴収税額と一緒に納入してください。

1. 退職所得にかかる町民税・県民税の納税義務者

退職所得等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在で本町に住所を有し、退職手当等の支払いを受ける人です。ただし、1月1日現在で生活保護法の規定による生活扶助を受けている人及び死亡退職でその退職手当等が相続人に支給されている場合は除かれます。

2. 税額の算出方法

$(\text{退職手当等の金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 \times \text{税率}$
(町民税6% 県民税4%)

3. 退職所得控除額

ア 勤続年数が20年以下の場合

40万円×勤続年数

(80万円に満たないときは80万円)

イ 勤続年数が20年を超える場合

800万円 + 70万円×(勤続年数 - 20年)

なお、本人が障害者になったことにより退職した場合は、控除額がさらに100万円加算されます。

4. 退職所得分個人町・県民税納入申告書への法人番号又は個人番号の記入等

マイナンバー制度の導入に伴い、退職所得分個人町・県民税納入申告書に法人番号又は個人番号の記入が必要となりました。法人と個人事業主で納入申告書の提出方法が異なりますので下記にご留意ください。

(1) 法人の場合

納入済通知書の表面・裏面(納入申告書)にそれぞれ以下のように記入して、金融機関等へご提出ください。

表面 納入金額等の必要事項をご記入ください。

裏面 退職所得に係る税額の内容等をご記入ください。

その際、特別徴収義務者欄に法人番号を記入してください。

(2) 個人事業主の場合

金融機関等は、法律上、個人番号を扱うことができないため、納入済通知書を2枚使用して、以下のようにご記入・ご提出をお願いします。

○ 金融機関等への提出分

表面 納入金額等の必要事項をご記入ください。

裏面 何も記入しないでください。

○ 河北町への提出分

表面 何も記入しないでください。

裏面 退職所得に係る税額の内容等をご記入ください。

その際、特別徴収義務者欄に個人番号を記入してください。

なお、退職所得に係る町民税・県民税を納入したあと追給などがあった場合はご相談ください。

1. 納入すべき金額が納入金額(1)の欄の金額と同じときの使用例

山形県西村山郡河北町 個人町民税 領収証書 ㊤

市区町村コード		口座番号		加入者名											
063215		02440-1-960018		山形県河北町会計管理者											
		指 定 番 号		納入金額(1)											
令和06年06月分		0102030		53,200 円											
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		納 給与分 (一括徴収 分を含む)	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>												
		入 退 職 所得分	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>												
金 延滞金	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>														
額 督促 手数料	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>														
(2)		合計額		<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>											
(特別徴収義務者) 千															
住 所															
又は															
所在地															
氏 名															
又は															
名 称		殿		月分											

(納入者保管)

山形県西村山郡河北町 個人町民税 納付書 ㊤

市区町村コード		口座番号		加入者名											
063215		02440-1-960018		山形県河北町会計管理者											
		指 定 番 号		納入金額(1)											
令和06年06月分		0102030		53,200 円											
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		納 給与分 (一括徴収 分を含む)	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>												
		入 退 職 所得分	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>												
金 延滞金	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>														
額 督促 手数料	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>														
(2)		合計額		<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>											
(特別徴収義務者) 千															
住 所															
又は															
所在地															
氏 名															
又は															
名 称		殿		月分											

(金融機関保管)

山形県西村山郡河北町 個人町民税 納入済通知書 ㊤

市区町村コード		口座番号		加入者名											
063215		02440-1-960018		山形県河北町会計管理者											
		指 定 番 号		納入金額(1)											
令和06年06月分		0102030		53,200 円											
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		納 給与分 (一括徴収 分を含む)	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>												
		入 退 職 所得分	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>												
金 延滞金	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>														
額 督促 手数料	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>														
(2)		合計額		<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>											
(特別徴収義務者) 千															
住 所															
又は															
所在地															
氏 名															
又は															
名 称		殿		月分											

(受付店→山形銀行谷地支店→河北町)

2. 納入すべき金額が納入金額(1)の欄の金額と違うときの使用例

山形県西村山郡河北町 個人町民税 領収証書 ㊤

市区町村コード		口座番号		加入者名											
063215		02440-1-960018		山形県河北町会計管理者											
		指 定 番 号		納入金額(1)											
令和06年06月分		0102030		53,200 円											
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		納 給与分 (一括徴収 分を含む)	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>												
		入 退 職 所得分	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>												
金 延滞金	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>														
額 督促 手数料	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>														
(2)		合計額		<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>											
(特別徴収義務者) 千															
住 所															
又は															
所在地															
氏 名															
又は															
名 称		殿		月分											

(納入者保管)

山形県西村山郡河北町 個人町民税 納付書 ㊤

市区町村コード		口座番号		加入者名											
063215		02440-1-960018		山形県河北町会計管理者											
		指 定 番 号		納入金額(1)											
令和06年06月分		0102030		53,200 円											
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		納 給与分 (一括徴収 分を含む)	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>												
		入 退 職 所得分	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>												
金 延滞金	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>														
額 督促 手数料	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>														
(2)		合計額		<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>											
(特別徴収義務者) 千															
住 所															
又は															
所在地															
氏 名															
又は															
名 称		殿		月分											

(金融機関保管)

山形県西村山郡河北町 個人町民税 納入済通知書 ㊤

市区町村コード		口座番号		加入者名											
063215		02440-1-960018		山形県河北町会計管理者											
		指 定 番 号		納入金額(1)											
令和06年06月分		0102030		53,200 円											
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		納 給与分 (一括徴収 分を含む)	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>												
		入 退 職 所得分	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>												
金 延滞金	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>														
額 督促 手数料	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>														
(2)		合計額		<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>											
(特別徴収義務者) 千															
住 所															
又は															
所在地															
氏 名															
又は															
名 称		殿		月分											

(受付店→山形銀行谷地支店→河北町)

■ 町民税・県民税・森林環境税の計算方法

町民税・県民税・森林環境税の税額は、次のように算出されています。

ただし、分離譲渡所得や山林所得などは、税率や計算方法が異なりますので、詳しくは税務町民課にお問い合わせください。

町民税額＝課税標準額×税率－税額控除＋町民税均等割額

県民税額＝課税標準額×税率－税額控除＋県民税均等割額

課税標準額＝所得金額－所得控除

森林環境税（国税）＝1,000円

1. 所得控除

○雑損控除…㊦と㊧のいずれか多い方の金額

㊦ 損失の金額－保険等で補てんされる額－総所得金額等の10%

㊧ 損失の金額のうち災害関連支出金額－5万円

○医療費控除… 支払った医療費の額－保険等で補てんされる額

－㊦と㊧のいずれか少ない方の金額

㊦ 10万円

㊧ 総所得金額等の5%

○医療費控除の特別例（セルフメディケーション税制）

スイッチOTC 医療品の購入費用－保険金額で補てんされる額－12,000円

○社会保険料控除
○小規模企業共済等掛金控除 } 支払った金額

○生命保険料控除・地震保険料控除

		支 払 金 額	控 除 額
生 命 保 険 料 控 除	新 契 約	12,000円以下のとき	全額
		12,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1/2+6,000円
		32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4+14,000円
		56,000円超のとき	28,000円
	旧 契 約	15,000円以下のとき	全額
		15,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1/2+7,500円
		40,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1/4+17,500円
		70,000円超のとき	35,000円
一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額70,000円）、一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円）			
地 震 保 険 料 控 除	支 払 金 額		控 除 額
	保 地 震 料	50,000円以下のとき	支払金額の1/2
		50,000円超のとき	25,000円
	旧 長 期 契 約	5,000円以下のとき	全額
		5,000円超15,000円以下のとき	支払金額の1/2+2,500円
		15,000円超のとき	10,000円
地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円			

○人的控除

納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円
	老人	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	所得金額	控除額		
	48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円
	95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

障害者控除		26万円
特別障害者控除		30万円
同居特別障害者控除		53万円
本人	寡婦控除	26万円
	ひとり親控除(※1)	30万円
	勤労学生控除	26万円

※1 ひとり親とは、令和5年12月末現在、婚姻していない方で生計を一にする子(※2)を有する方をいいます。

※2 子とは、総所得48万円以下の方で、他の人の扶養親族等になっていない方をいいます。

扶養控除	一般(16歳～18歳、23歳～69歳)	33万円
	特定(19歳～22歳)	45万円
	老人(70歳以上)	38万円
	同居老親等	45万円
	16歳未満	0円

基礎控除	納税者本人の所得金額	2,400万円以下	43万円
		2,400万円超 2,450万円以下	29万円
		2,450万円超 2,500万円以下	15万円
		2,500万円超	適用なし

2. 税率等

○所得割

課税標準額	税率
町民税	6%
県民税	4%

○均等割

町民税	3,000円
県民税	2,000円

※ 県民税均等割は、「やまがた緑環境税」1,000円を含みます。

○森林環境税(国税) 1,000円

3. 税額控除

○配当控除

控除種目		課税所得金額が1,000万円以下の部分		課税所得金額が1,000万円を超える部分	
		町民税	県民税	町民税	県民税
配当控除	利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
	証券投資信託等	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券投資信託以外 外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

○住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において、平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除を受けた場合、①と②のいずれか少ない金額(97,500円を限度)。

- ① 所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額
- ② 所得税の課税総所得金額等の額に、5%を乗じて得た額

※ ただし、居住年が平成26年4月から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで)であって、特定取得又は特別特定取得に該当する場合には、「97,500円」を「136,500円」と、「5%」を「7%」とします。

○配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

区 分	町民税	県民税
配 当 割 額 又 は 株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

○調整控除

- 合計課税所得金額が200万円以下の場合
次の①と②のいずれか少ない額の5% (町民税3%、県民税2%) の金額
 - ① 人的控除額の差の合計額
 - ② 合計課税所得金額
 - 合計課税所得金額が200万円超の場合
{人的控除額の差の合計額 - (合計課税所得金額 - 200万円)} の5% の金額
- ※ ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円とします。

○寄附金税額控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額が2千円を超える場合には、その超える金額の県民税は4%、町民税は6%に相当する額 (総所得金額等の30%を上限)

- ① 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- ② 住所地の道府県共同基金又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
- ③ 都道府県、市町村が条例で定めた団体

※ ただし、①のうち、特例控除の対象となる寄附金については、次のAとBの合計額 (所得割の20%を限度)

A (①の寄附金 - 2千円) × 10%

B (①の寄附金 - 2千円) × (90% - 所得税の税率 × 1.021)
(所得税の税率0~45%(所得によって異なります。))

4. 非 課 税 者

- 障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親に該当し、前年の合計所得金額が135万円以下の方
- 下記の判定式に該当する方
前年の合計所得金額 ≤ 28万円 × (控除対象配偶者 + 扶養親族数 + 1) + 17万円 + 10万円
- ※ ただし、控除対象配偶者又は扶養親族を有しない場合は、前年の合計所得金額が38万円以下の方とします。
- ※ 森林環境税については、上記「17万円」を「16.8万円」とします。

特別徴収に係るゆうちょ銀行の指定

河北町外の事業所で、特別徴収税額のゆうちょ銀行への払い込みを希望する場合は、右の指定通知書に払い込みを希望するゆうちょ銀行名と提出年月日を記入のうえ、当該ゆうちょ銀行に提出してください。

切
り
取
り
線

見本

指 定 通 知 書

地方税法第321条の5第4項の規定により、貴店を本町の町民税・県民税（特別徴収）取扱店に指定しましたので通知します。

口座番号 02440-1-960018

加入者の名称 山形県河北町会計管理者

取りまとめ局 仙台貯金事務センター

年 月 日

河北町長 森 谷 俊 雄

ゆうちょ銀行支店長様

※様式が必要な場合は郵送いたしますので、
山形県河北町税務町民課町民税係までご連絡ください。

異 動 届 出 書

1. 退職、転勤、休職（給与を支払わなくなったとき）などにより、給与から町民税・県民税を差し引けなくなったときは、異動があった翌月10日までに「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。

※ 納税者が退職した場合、退職最後の給与及び退職金等で特別徴収税額の未徴収分を一括徴収して納入するときは、異動届出書の一括徴収の欄に一括徴収の理由、徴収予定月日、一括徴収予定額、納入月を必ず記入し、提出してください。また、一括徴収できないときは、一括徴収できない理由の欄に該当項目を選択し、その他を選択したときは、理由を記入して提出くださるようお願いします。

なお、**翌年1月1日以後に退職等があった場合は、一括徴収のみになります。**

2. 給与支払報告書を提出後、退職などで給与の支払いを受けなくなる方がいるときは、必ず「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。

3. 用紙が足りないときは、コピー又は本町ホームページからダウンロードした届出書をご使用ください。

※ 「給与所得者異動届出書」「特別徴収義務者の所在地・名称等変更(新規)届出書」「特別徴収新規該当者届」「特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書」「特別徴収税額通知の受取方法変更届」は、本町ホームページからダウンロードできます。

URL <https://www.town.kahoku.yamagata.jp/>

4. 特別徴収新規該当者届、所在地・名称等変更(新規)届出書、給与所得者異動届出書は、2部複写になっていますので必ず下敷を使用してください。

特 別 徴 収 新 規 該 当 者 届	2 組
所 在 地 ・ 名 称 等 変 更 (新 規) 届 出 書	1 組
給 与 所 得 者 異 動 届 出 書	3 組

特別徴収新規該当者届（提出用）

河 北 町 長 殿 年 月 日提出	給与特別徴収義務者 〔 特別徴収 〕 〔 給与支払者 〕	住所(居所) 又は所在地	〒												特別徴収義務者 指 定 番 号		新規	
		フリガナ													担当者 連絡先	所属		
		氏名 又は名称														氏名		
														電話		内線 ()		
		法人番号													納付書 (新規の場合のみ記載)		1. 必 要 2. 不 要	

下記の者について特別徴収を希望します。

	住 所	フリガナ	生 年 月 日	入 社 年 月 日	普 通 徴 収 納 付 済 額	特 別 徴 収 開 始 予 定 月
		氏 名				
1			年 月 日	年 月 日	期分まで	月分より (月 日納入期限分)
					(円)	
2			年 月 日	年 月 日	期分まで	月分より (月 日納入期限分)
					(円)	
3			年 月 日	年 月 日	期分まで	月分より (月 日納入期限分)
					(円)	
4			年 月 日	年 月 日	期分まで	月分より (月 日納入期限分)
					(円)	

- 普通徴収納付済額は、該当者が普通徴収で一部納付している場合に記入してください。
- 特別徴収開始予定月は、これから特別徴収するにあたり引去りが可能な月を記入してください。
- ※納期限を経過した普通徴収税額は、特別徴収できませんのでご注意ください。

特別徴収新規該当者届（控 用）

河 北 町 長 殿 年 月 日提出	給与特別徴収者 〔特別徴収者〕 〔義務者〕 〔給与支払者〕	住所(居所) 又は所在地	〒												特別徴収義務者 指 定 番 号	新規		
		フリガナ													担当者 連絡先	所属		
		氏名 又は名称														氏名		
		法人番号														電話	内線 ()	
														納付書 (新規の場合のみ記載)	1. 必 要 2. 不 要			

下記の者について特別徴収を希望します。

	住 所	フリガナ	生 年 月 日	入 社 年 月 日	普 通 徴 収 納 付 済 額	特 別 徴 収 開 始 予 定 月
		氏 名				
1			年 月 日	年 月 日	期分まで (円)	月分より (月 日納入期限分)
2			年 月 日	年 月 日	期分まで (円)	月分より (月 日納入期限分)
3			年 月 日	年 月 日	期分まで (円)	月分より (月 日納入期限分)
4			年 月 日	年 月 日	期分まで (円)	月分より (月 日納入期限分)

- 普通徴収納付済額は、該当者が普通徴収で一部納付している場合に記入してください。
- 特別徴収開始予定月は、これから特別徴収するにあたり引去りが可能な月を記入してください。
- ※納期限を経過した普通徴収税額は、特別徴収できませんのでご注意ください。

特別徴収義務者の所在地・名称等変更(新規)届出書 (提出用)

河北町長 殿 年 月 日 提出	給 与 支 払 者 （特別徴収義務者）	所在地	〒												特別徴収義務者 指 定 番 号		
		フリガナ 名 称													担 当 者 先 連 絡	所属	
																氏名	
																電話	内線（ ）

◎この届出書は、特別徴収義務者の所在地等に変更があった場合や新規に届出する場合に記載し、すみやかに提出してください。

◎変更届出書の場合は、変更する事項のみ記入してください。

◎誤読を避けるため、フリガナは必ずつけてください。

變同年月日 年 月 日

事 項		変 更 前 (旧)		変 更 後 (新)	
フリガナ					
所 在 地		〒		〒	
フリガナ					
方 書					
フリガナ					
名 称					
電 話 番 号					
関係書類送付先		〒		〒	
[上記所在地と異なる場合に記入してください。]					
届 出 事 由		1. 名称変更等 ☐ 社名変更 ☐ 合併による変更 (☐ 旧社名の法人は登記存続し社名変更 ☐ 旧社名の法人は登記上解散し合併された) ☐ 分割による変更 ☐ 新規の届出 ☐ その他 ()			
[該当の□にレを記入してください。]		2. 所在地変更 ☐ 事務所等が移転(登記簿変更有) ☐ 送付先変更(登記簿変更無)			
		3. その他 ☐ 徴収の一本化 ☐ 事業所等の廃止 ☐ 事業の休止 ☐ 事業の廃止 ☐ その他 ()			
合 併 ・ 吸 収 及 び 分 割 の 場 合 に 記 入 してくださいます。	合併・吸収・ 分割先の名称			特別徴収義務者 指 定 番 号	新規
	合併・吸収・分割後の指定番号			合併・吸収・分割後の納入開始時期	納付書
	1. 旧特別徴収義務者の指定番号()を継続使用する。 2. 合併・吸収・分割先の指定番号()を使用する。 3. 新規に指定番号を取得する。			※ 理由が1の場合は、存続会社の指定番号のみ使用可能です。 ※ 理由が2、3の場合は、給与所得者異動届出書を別途提出してください。	納期(年 月 日)から納入予定
1. 必要 2. 不要					

(注) 法人町民税については、別途「法人設立(事業所開設)届出書」又は「法人申告事項に関する異動届」を河北町役場税務町民課町民税係に提出してください。

特別徴収義務者の所在地・名称等変更(新規)届出書 (控 用)

河北町長 殿 年 月 日 提出	給 与 支 払 者 （特別徴収義務者）	所在地	〒												特別徴収義務者 指 定 番 号		
		フリガナ 名 称													担 当 者 先 連 絡	所属	
																氏名	
																電話	内線（ ）

◎この届出書は、特別徴収義務者の所在地等に変更があった場合や新規に届出する場合に記載し、すみやかに提出してください。

◎変更届出書の場合は、変更する事項のみ記入してください。

◎誤読を避けるため、フリガナは必ずつけてください。

變更年月日 年 月 日

事 項		変 更 前 (旧)		変 更 後 (新)	
フリガナ					
所 在 地		〒		〒	
フリガナ					
方 書					
フリガナ					
名 称					
電 話 番 号					
関係書類送付先		〒		〒	
[上記所在地と異なる場合に記入してください。]					
届 出 事 由		1. 名称変更等 ☐ 社名変更 ☐ 合併による変更 (☐ 旧社名の法人は登記存続し社名変更 ☐ 旧社名の法人は登記上解散し合併された) ☐ 分割による変更 ☐ 新規の届出 ☐ その他 ()			
[該当の□にレを記入してください。]		2. 所在地変更 ☐ 事務所等が移転(登記簿変更有) ☐ 送付先変更(登記簿変更無)			
		3. その他 ☐ 徴収の一本化 ☐ 事業所等の廃止 ☐ 事業の休止 ☐ 事業の廃止 ☐ その他 ()			
合 併 ・ 吸 収 及 び 分 割 の 場 合 に 記 入 してくださいます。	合併・吸収・ 分割先の名称			特別徴収義務者 指 定 番 号	新規
	合併・吸収・分割後の指定番号			合併・吸収・分割後の納入開始時期	納付書
	1. 旧特別徴収義務者の指定番号()を継続使用する。 2. 合併・吸収・分割先の指定番号()を使用する。 3. 新規に指定番号を取得する。			※ 理由が1の場合は、存続会社の指定 番号のみ使用可能です。 ※ 理由が2、3の場合は、給与所得者異 動届出書を別途提出してください。	納期(年 月 日)から 納入予定
1. 必要 2. 不要					

(注) 法人町民税については、別途「法人設立(事業所開設)届出書」又は「法人申告事項に関する異動届」を河北町役場税務町民課町民税係に提出してください。

に係る給与所得者異動届出書（提出用）

3. 普通徴収の場合		※町記入欄
理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため 右から番号を記入	

に係る給与所得者異動届出書 (控 用)

3. 普通徴収の場合		※町記入欄
理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため 右から番号を記入	

令和6年度

町民税
県民税
森林環境税

特別徴収簿

特別徴収
義務者名

指定番号

[illegible]

金融機関

納入年月日